

E. 国と地方の 在り方、 地域活性化	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<p>ロ. 歳出改革</p>					
<p>○国と地方 ・農政の国から地方への見直し（農道、土地改良事業等）</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・重点化・効率化の観点から、土地改良事業等の実施方式を抜本的に見直し。</p> <p>・15年度予算政府案において、水田の整備に当たり経営体育成等の成果目標をより重視した施策に転換を図る経営体育成基盤整備事業を創設。</p> <p>・学識経験者等から構成される「農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会」において、広域農道の見直しを検討中。</p> <p>・学識経験者等から構成される「大規模林道事業の整備のあり方検討委員会」において、大規模林業圏開発林道の建設予定区間の整備のあり方を検討中。</p>	<p>・現行ほ場整備事業実施地区では、農地の約4割が担い手に集積（事業完了時）。</p>	<p>・事業実施による農地利用集積や経営体の育成等成果のフォローアップ。</p>	<p>②平成15年末 ・更なる農地利用集積や経営体の育成等を図るよう要件の段階的な引き上げを検討。</p> <p>②平成15年末 ・「農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会」における見直し方針に基づき、事業主体が見直しの検討を行い、平成16年度概算要求前に検討結果をとりまとめ、公表。</p> <p>③それ以降 ・「大規模林道事業の整備のあり方検討委員会」において、平成15年度末までに建設予定区間の整備のあり方の検討結果を取りまとめ、公表。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムは厳に抑制し、施設の長寿命化の形成に向けた整備に転換。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度予算政府案における新規ダムの採択はなし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後順次更新時期を迎える既存の農業水利施設の機能の維持と次世代への継承。</li> <li>・予防保全に向けた取り組みの定着化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国会会期末 ストックマネジメントの導入による施設の保全・更新を行うための仕組みを整備。</li> <li>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ダムは厳に抑制し施設の長寿命化の形成に向けた整備の実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業政策</li> <li>・農林水産関係の公共事業の在り方</li> </ul>	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度予算政府案において、ストックマネジメントの導入による適切で効率的な農業水利施設の有効活用を図る基幹水利施設保全更新対策を創設。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後順次更新時期を迎える既存の農業水利施設の機能の維持と次世代への継承。</li> <li>・予防保全に向けた取り組みの定着化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国会会期末 ・ストックマネジメントの導入による施設の保全・更新を行うための仕組みを整備。</li> <li>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・ストックマネジメントの導入による施設の長寿命化と機動的かつ効率的な農業水利施設の更新整備により、食料供給基盤の持続性を確保。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村整備事業について、平成14年度新規採択地区より、直轄事業9年、補助事業6年を原則とする限度工期を設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度新規採択を限度工期以内の地区に限定。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・適正な工期管理を引き続き徹底。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業政策（バイオマス、農地法制、公共事業等）</li> <li>・企業的農業経営の展開のための改革</li> <li>－構造改革特区の活用も含めた農地法制の見直し</li> </ul>	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。（14年11月末公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じた。</li> <li>また、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・15年4月以降の構造改革特区制度の施行状況を注視する必要。</li> </ul>

<p>一意欲と能力のある経営体 に施策を集中</p>		<p>・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。</p>	<p>・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。 ・新規就農相談センターにおける就農相談体制の確立、技術・経営研修の充実が図られた。</p>	<p>・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p>	<p>①第156回国国会期末 ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」の成立を目指す。 ②平成15年末～③それ以降 ・新規就農支援システムの構築、農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。</p>
<p>○農業政策（バイオマス、農地法制、公共事業等） ・バイオマスについて年内に「戦略」を策定（工程管理と評価システム（効率性、コスト）に留意</p>	<p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマス関連事業を創設。</p>	<p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目標とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p>	<p>①第156回国国会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザーグループにおいて検討。  ①第156回国国会期末 ～③それ以降 ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。</p>

八. 規制改革

<p>○国と地方 ・農業関係の地方組織の スリム化</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・農業委員会・農業改良普及事業については、それぞれ検討会等を開催し、平成14年度末目途に事業・組織の基本方向についてとりまとめの予定。</p>	<p>・検討会等中間論点整理。 (平成14年11月)</p>	<p>①「普及事業の在り方に関する検討会」及び「農業委員会に関する懇談会」における見直し方向のとりまとめ。 ②検討会とりまとめ結果をもとに、具体的な措置の実施。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ・検討会等とりまとめ。 (平成15年3月目途) ②平成15年末 ・検討会等のとりまとめ結果をもとに、具体的措置を検討し、可能なものから順次実施。 ③それ以降 ・継続して取組を実施。</p>
<p>○農業政策 ・企業的農業経営の展開のための改革 -構造改革特区の活用も含めた農地法制の見直し</p> <p>一意欲と能力のある経営体に施策を集中</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。(14年11月末公表)</p> <p>・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。</p>	<p>・構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じた。 また、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p> <p>・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。 ・新規就農相談センターにおける就農相談体制の確立、技術・経営研修の充実が図られた。</p>	<p>・構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施。</p> <p>・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ～③それ以降 ・15年4月以降の構造改革特区制度の施行状況を注視する必要。</p> <p>①第156回国国会会期末 ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」の成立を目指す。 ②平成15年末～③それ以降 ・新規就農支援システムの構築、農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。</p>

ホ. その他の制度改革					
○国と地方 ・農政の国から地方への見直し（農道、土地改良事業等）	農林水産省	・15年度予算政府案において、地域の自主性に基づいた地域づくりを実現させるため、市町村の裁量により事業間の予算配分ができる総合補助事業を創設。		・地方における推進体制の整備。	①第156回国会会期末～③それ以降 ・「むらづくり総合整備事業」の推進。
○コメ政策 ・生産調整の廃止も視野に入れた抜本的見直し	農林水産省	・平成14年1月に設置された「生産調整に関する研究会」のとりまとめ（14年11月）を受け、14年12月3日に、米の生産調整や水田農業関連施策の改革を含む「米政策改革大綱」を決定。 ・米政策改革大綱の確実な実行を図るため、第156回国会に食糧法改正法案を提出。		・米政策改革の関連施策の具体化。	①第156回国会会期末 ・食糧法改正法案の成立を目指す。 ②平成15年末 ・改正法成立を踏まえた米政策改革の理解促進。 ・米政策改革の関連施策の具体的内容の決定とそれに基づく予算。 ・新たなシステムによる需給情報の提供、生産目標数量の配分等。 ③それ以降 ・大綱に沿った改革の実施。

<p>○農協改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度末を目途に抜本的な改革の方向を取りまとめ</li> <li>・独占禁止法の適用除外の問題について検討</li> </ul>	<p>農林水産省</p>	<p>改革の進捗が遅れている 営農・経済事業を中心とした農協改革を促進するため、平成14年9月27日に「農協のあり方についての研究会」を設置し、公正取引委員会、農協系統組織、農業者等からのヒアリングを行い、農協の現状等を十分把握した上で、独禁法の適用関係や農協のあるべき姿、消費者ニーズへの的確な対応等について議論を行っているところであり、15年3月末までに検討結果を取りまとめる予定。</p>	<p>「農協のあり方についての研究会」における農協改革についての議論を通じて、農協改革に対する関心が深まり、個別の農協において改革の実践が図られているところも出てきている。 なお、今後は、同研究会でなされる取りまとめ結果を踏まえた上で、平成15年度以後、農協改革を具体的に促進することとしている。</p>	<p>① 「農協のあり方についての研究会」において改革の方向を取りまとめる。 ② 農協改革の具体的方策を検討し、実行を促す。 ③ 農協改革の促進方策を検討し、実行する。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・「農協のあり方についての研究会」における議論の結果を踏まえ、農協のあるべき姿等について論点を整理し、14年度末までに農協改革の方向を取りまとめる。 ②平成15年末 ・「農協のあり方についての研究会」の取りまとめ結果を踏まえ、農協改革の具体的な方策を検討・実行する。 ③それ以降 ・①・②を踏まえ、引き続き農協改革を強力に推進する。</p>
<p>○農業政策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産関係の公共事業の在り方</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産公共事業を自然と共生する環境創造型事業へ転換。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国約2,000市町村において地域の合意のもとで「田園環境整備マスタープラン」を策定し、環境との調和に配慮した事業を展開。</li> <li>・調査計画・設計の手引きを作成。</li> </ul> <p>・環境省と連携し、自然再生に配慮した調査に着手。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態的な知見、事例の収集と蓄積を踏まえ、「手引き」の内容の見直し・充実。</li> </ul>	<p>③それ以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「手引き」の内容の見直し・充実を図り、これに基づく事業展開を推進。</li> </ul> <p>・自然再生に配慮した整備構想の策定を推進。</p>

<p>○農業政策（バイオマス、農地法制、公共事業等） ・バイオマスについて年内に「戦略」を策定－工程管理と評価システム（効率性、コスト）に留意</p>	<p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマス関連事業を創設。</p>	<p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。  ④第156回国会会期末 ～③それ以降 ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。</p>
---	--	---	--	---	--

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>○循環型経済社会の構築に向け、NPO、市民、産業界などのパートナーシップ形成を支援する。例えば、国民参加によるゴミゼロ運動の展開、民間事業者の先進的なリサイクル施設への支援等を通じてゴミゼロ社会構築を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・((14年1月の実施状況)民間事業者を主体とする先進的なリサイクル施設の整備への支援など、エコタウンの整備を推進する(13年度第一次補正予算、第二次補正予算案でも措置)。)</p> <p>・民間事業者を主体とする先進的なリサイクル施設の整備への支援など、エコタウンの整備を推進する。(平成14年度予算で措置)</p>	<p>・エコタウン事業において17地域を承認、34施設を整備。</p>		<p>③民間事業者を主体とする先進的なリサイクル施設の整備への支援など、エコタウンの整備を引き続き推進する。</p>
ホ. その他の制度改革					
<p>○産学官連携による地域科学技術振興を通じた地域経済再生のためのイノベーション・新産業の創出を推進する。</p>	<p>関係府省等</p>	<p>産学官連携等による実用化技術開発を支援するため、提案公募事業を実施する(平成14年度当初予算172.3億円、平成14年度補正予算37.6億円、平成15年度予算案194.5億円)。</p>	<p>・平成13年度補正予算では386件、平成14年度当初予算では331件のプロジェクトを採択し、研究開発を実施中。また、科学技術振興を通じた地域経済活性化を図るため「地域発先端テクノフェア」や「地域発産業創造の時代シンポジウム」において、研究開発の成果である新技術・新製品の展示、地域におけるクラスター形成に向けた取組の紹介、実務セミナーなどが開催された。</p>	<p>・研究開発終了後の事業化成功率を向上させるための支援策・支援体制を拡充する。 ・地域ポテンシャルを活用した実用化技術開発ニーズに対応するため、実用化技術開発の支援策を拡充する。</p>	<p>①実用化技術開発による成功事例集を作成する。 ②実用化技術開発支援策による経済効果を測定する。 ③研究開発成果の事業化の促進を図るためのフェアや、クラスター形成に資する先進的な取組を紹介するシンポジウムを開催する。</p>



<p>○「科学技術」を軸として、地域経済を支え、世界に通用する新事業やベンチャー企業を連続的に生み出すための施策を強力に推進する。このため、新事業、新産業の創出が連鎖的に生じるシステムの形成を進めつつ、地域における技術開発・研究開発の強化、大学発ベンチャーの育成、産学官連携のための支援体制の整備、地域産官学連携サミットの開催等の施策を進める。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積を形成するため、産学官の広域的な人的ネットワークの形成を促すとともに、地域の特性を活かした技術開発の推進、起業家育成施設（ビジネス・インキュベータ）の整備を三位一体で推進（平成14年度当初予算353億円、平成14年度補正予算91億円、平成15年度予算案385億円）。</p>	<p>・約3800社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約200の大学の参加を得て、各プロジェクト毎に推進組織が立ち上がり、産学官の人的ネットワークが形成され、実用化技術開発の取組みが進むなど、新事業創出の成果が見えつつある。</p>		<p>① ② ③ 産業クラスター計画の一層の推進を図る。</p>
<p>○都市再生プロジェクト第2次決定（「大都市圏における国際交流・物流機能の強化」、「大都市圏における環状道路体系の整備」、「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成」、「都市部における保育所待機児童の解消」、「PFI手法の一層の展開」）の実施に向け関係省庁等で検討及び調整を開始する。</p>	<p>都市再生本部 経済産業省 関係府省</p>	<p>・平成14年4月に、商店街振興組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が、商店街の空き店舗を活用した保育施設等のコミュニティ施設を設置・運営する際の改装費や家賃等を補助する「コミュニティ施設活用商店街活性化事業」を創設。</p>	<p>・中小企業庁と厚生労働省の連携に関する共同指針である「商店街の空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置促進に関する指針」を作成し、商店街の賑わいの創出・活性化及び地域の実情に応じた保育サービス等の提供の促進を図っている。</p>		<p>・平成15年度以降も引き続き「コミュニティ施設活用商店街活性化事業」を実施していく予定。</p>

<p>○循環型経済社会の構築に向け、NPO、市民、産業界などのパートナーシップ形成を支援する。例えば、国民参加によるゴミゼロ運動の展開、民間事業者の先進的なリサイクル施設への支援等を通じてゴミゼロ社会構築を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・((14年1月の実施状況)民間事業者を主体とする先進的なリサイクル施設の整備への支援など、エコタウンの整備を推進する(13年度第一次補正予算、第二次補正予算案でも措置)。)</p> <p>・民間事業者を主体とする先進的なリサイクル施設の整備への支援など、エコタウンの整備を推進する。(平成14年度予算で措置)</p>	<p>・エコタウン事業において17地域を承認、34施設を整備。</p>		<p>③民間事業者を主体とする先進的なリサイクル施設の整備への支援など、エコタウンの整備を引き続き推進する。</p>
--	--------------	--	-------------------------------------	--	--

<p>○「市町村合併支援プラン」の各種事業を実施。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・平成14年8月30日に市町村合併支援本部において、市町村合併支援プランを改定。          ・経済産業省としては、市町村合併を促進するため引き続き下記の事業を実施。          ①中心市街地活性化による商業の振興          ②特定産業集積活性化          ③市町村連携によるICカードシステム          ④商工会の活動の広域化の促進          ⑤電源立地地域交付金の取扱の保持</p>	<p>・市町村合併支援プラン全体の成果としては、以下のとおり。          ○市町村合併のための法定協議会の設置数は95件、任意協議会が129件、研究会等が394件に上り、全構成市町村数は2495市町村となっており全国の半数を超える市町村が協議会等を設置。          ・このうち経済産業省が担当している事業の成果としては以下のとおり。          ①中心市街地の活性化にかかる基本計画の提出数が536市区町村(平成15年2月現在)となっており、各地域の中心市街地活性化の事業が本格化。          ②特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき、全国25の「基盤的技術産業活性化推進地域」において、産業集積活性化を推進するために広域的な自治体が連携して活性化計画を作成し、産官学の連携や共同研究のための施設や共同利用する研究機器等の整備事業を展開。また、全国70の「特定中小企業集積活性化促進地域」においても広域的な自治体が共同で活性化計画を作成し、連携して事業を展開。          ③ICカードを用いた官民サービスの利用実験を全国21地域54市町村で実施。今後は、公募により各種アプリケーションサービスをデータセンターで運用し広域利用する実証実験を予定。          ④市町村内の地域経済団体である商工会等が合併・連携して市町村行政と整合的な活動を行えるよう平成13年度に商工会法の改正実施。          ⑤電源立地地域交付金については、各地域で合併が進展する見込みがある</p>	<p>・各種事業の本格化に伴い、各市町村からの事業支援に対する要望が増加しており、国においても更なる支援の拡充が求められることが予想される。</p>	<p>①第156回国会会期末平成15年度予算成立後の速やかな各種事業の実施          ②平成15年末          ③それ以降          市町村合併円滑化のための施策の拡充</p>
-------------------------------	--------------	--	--	--	--

<p>○地域の大学等を中心とした産学官連携事業による地域経済支援、新事業・ベンチャー企業創出</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積を形成するため、産学官の広域的な人的ネットワークの形成を促すとともに、地域の特性を活かした技術開発の推進、起業家育成施設（ビジネス・インキュベータ）の整備を三位一体で推進（平成14年度当初予算353億円、平成14年度補正予算91億円、平成15年度予算案385億円）。</p>	<p>・約3800社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約200の大学の参加を得て、各プロジェクト毎に推進組織が立ち上がり、産学官の人的ネットワークが形成され、実用化技術開発の取組みが進むなど、新事業創出の成果が見えつつある。</p>		<p>① ② ③ 産業クラスター計画の一層の推進を図る。</p>
--	--------------	--	--	--	--------------------------------------